

開 発 審 査 会 基 準 第 6 号

市街化調整区域にある既存工場のやむを得ない拡張

市街化調整区域にある既存工場が、主として事業活動の効率化又は質的改善を図るため、やむを得ず工場を拡張する場合で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 市街化調整区域決定前から立地している工場で、主として事業活動の効率化又は質的改善を図るため敷地の拡張をするものであること。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- 2 拡張部分は既存工場の隣接地で、既存工場の規模以下かつ1ヘクタール未満であること。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- 3 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 4 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成14年 4月 9日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

開発又は建築許可チェック票

市街化調整区域にある既存工場のやむを得ない拡張＜一宮市開発審査会基準第6号＞

確 認 事 項	確 認 書 類	確認
既存工場は、次のいずれかに該当すること。 1 線引き前から適正立地している工場 2 既存宅地確認により適正立地している工場 3 都市計画法による許可により適正立地している工場	許可書等及び建築確認通知書、検査済証、固定資産家屋証明書、建物登記簿謄本等	
敷地の拡張により、事業活動の効率化、質的改善が図られるものであること。（建物平面図により、作業内容の効率化、改善が確認できること。）	平面図（現在の作業内容の流れ図、拡張後の作業内容の流れ図）	
敷地拡張部分は、既存敷地の隣接地（小幅員道路の反対側も可）である。	土地登記簿謄本、公図の写し、土地利用計画図（敷地現況図）	
拡張敷地は、「既存工場の敷地」の規模以下であり、かつ 1ha 未満であること。 拡張は 1 回とすることが望ましいが、やむを得ず拡張を複数回行う場合においても、申請地の面積と、この基準の許可を受けて拡張した敷地面積の合計は「既存工場の敷地」の規模以下かつ 1ha 未満とする。	土地登記簿謄本、公図の写し、許可書等及び建築確認通知書、検査済証等、敷地現況図	
周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。（例として、機械の位置、外壁の構造について図面に表示）	平面図、立面図、誓約書	
申請敷地面積が 1,000 m ² を超える場合は、開発審査会にかかる。	土地登記簿謄本	
他法令による許認可が必要な場合、その許認可が受けられるものであること。	許可書等	

* 詳細については、窓口でご相談下さい。

（一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ TEL0586-28-8646）

更新 令和6年9月1日